

就労自立給付金アンケート調査結果

就労自立給付金アンケート調査結果

●調査概要

厚生労働省から各自治体に依頼して実施

1 調査内容

- ① 就労自立給付金受給者へのアンケート調査
- ② 各自治体における就労自立給付金の支給状況等調査

2 調査方法

- ① 就労自立給付金受給者へのアンケート調査
 - ・調査対象: 就労自立給付金の申請者
 - ・実施時期: 平成29年2月1日～2月28日
 - ・調査手法: 申請書提出時に各福祉事務所職員から申請者に配布・回収
 - ・回答者数: 619名
- ② 各自治体における就労自立給付金の支給状況等調査
 - ・調査対象: 平成26年7月1日～平成28年12月31日までに就労により保護廃止となった者に対し、就労自立給付金を支給した自治体
 - ・実施時期: 平成29年1月11日～3月21日
 - ・調査手法: 厚生労働省から各自治体にメールで依頼・回収
 - ・回答数: 874自治体(調査世帯数: 59,788世帯)

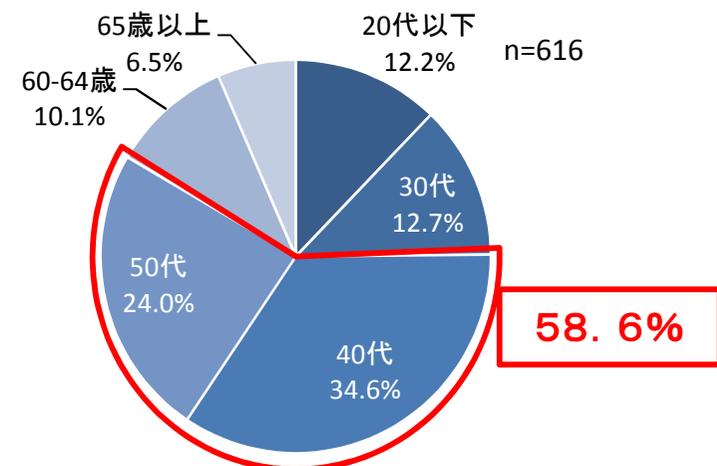
就労自立給付金を申請した被保護者へのアンケート調査結果①

- 就労自立給付金の支給対象となった就労者の年齢は、40代と50代で58.6%を占めるが、60～64歳も10.1%、65歳以上も6.5%存在する。
- 保護脱却に至った職種は、特に限定されたものはなく、幅広い。
- 生活保護脱却に至った雇用形態は、正社員は32.1%であり、正社員以外が67.9%を占めている。

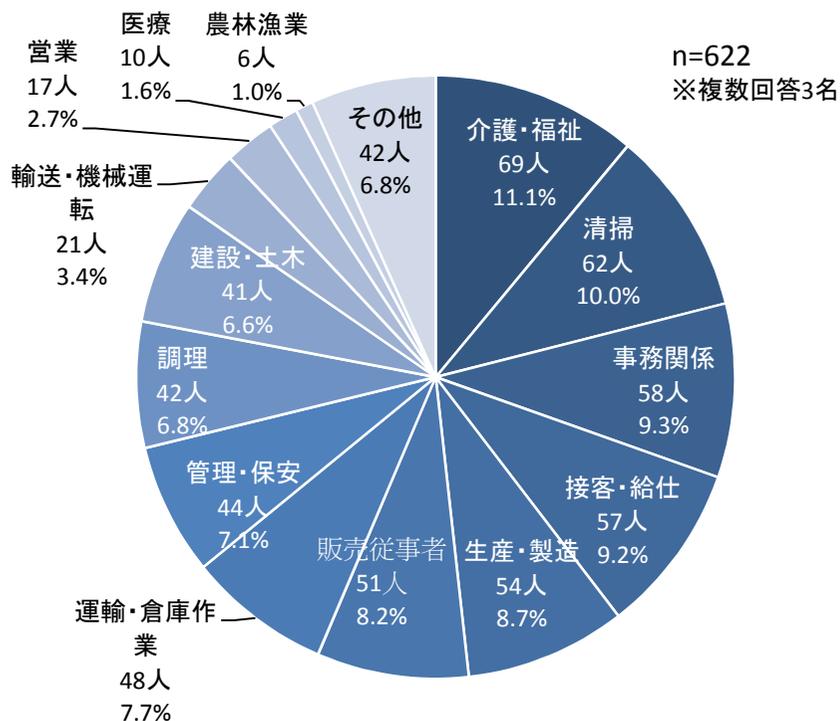
就労自立給付金の支給対象となった就労者の性別



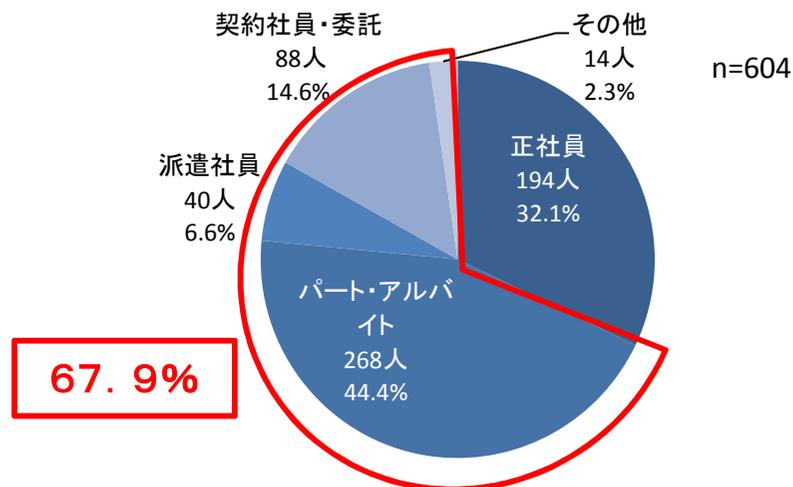
就労自立給付金の支給対象となった就労者の年齢



保護脱却に至った職種



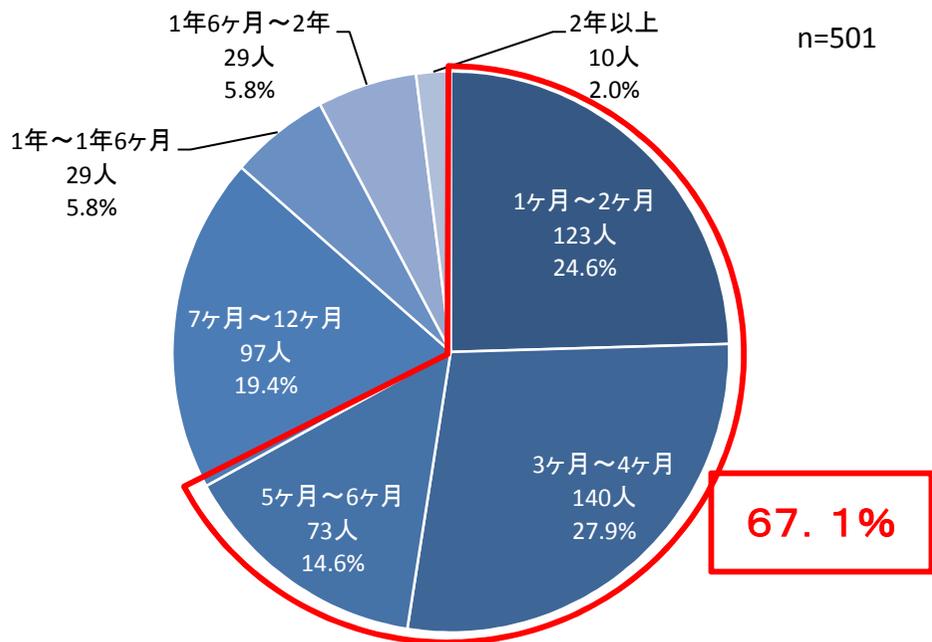
雇用形態



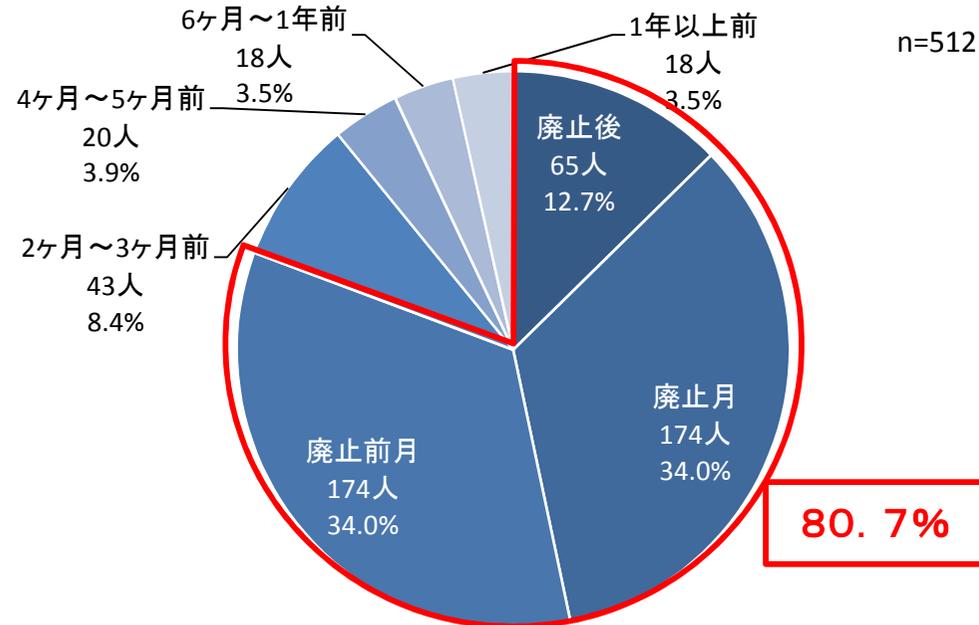
就労自立給付金を申請した被保護者へのアンケート調査結果②

- 就労開始から6ヶ月以内に保護廃止となった者は67.1%であり、安定した職に就けば比較的短期で保護廃止に至っている。
- 自立給付金の説明を受けたのは、保護廃止前月や保護廃止月、あるいは保護廃止後が80.7%であり、給付金額がある程度判明してから具体的な説明をしているものと思われる。
- 福祉事務所から説明を受けるまでは就労自立給付金制度を知らない者が95.5%であり、ほとんどの者が制度を知らない。

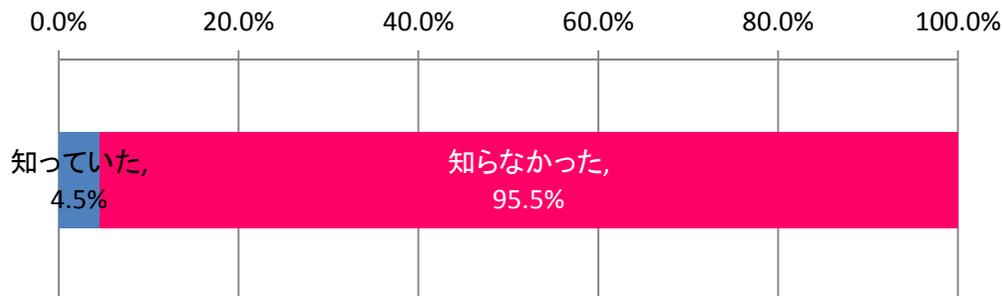
就労開始から保護廃止までの期間



就労自立給付金の説明を受けた時期



福祉事務所から説明を受ける前に就労自立給付金を知っていたか

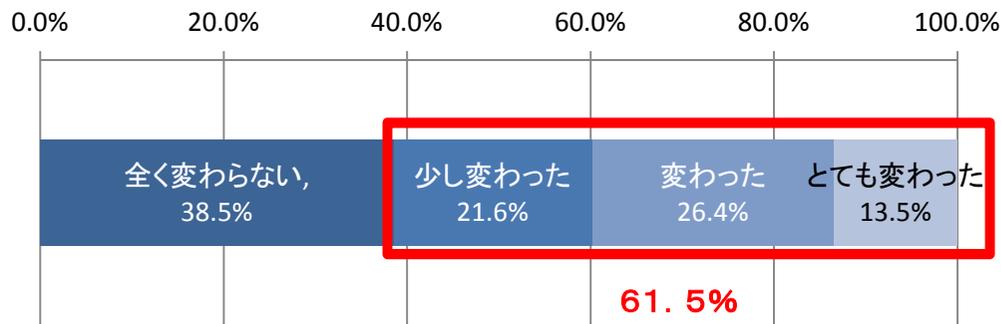


就労自立給付金を申請した被保護者へのアンケート調査結果③

- 就労自立給付金制度を知って、仕事に就くことに対する意欲に変化があった者は61.5%、同制度を意識することで就労を継続しやすくなった者は62.8%と、一定程度、就労意欲に対するインセンティブとなっている。
- 就労自立給付金の受給額は5万円以下の者も40.8%おり、給付額が比較的少額な者も一定程度存在する。
- 就労自立給付金の使途としては、「生活費」が最も多い。

就労自立給付金制度を知って、仕事に就くことに対する意欲は変わったか

n=602



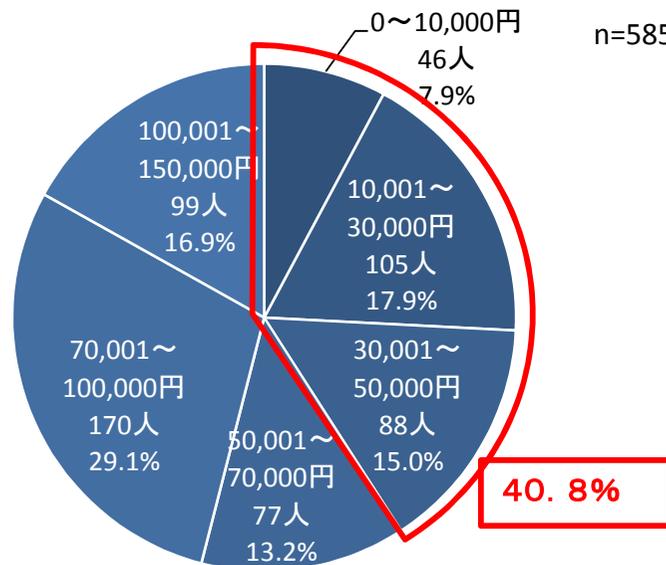
就労自立給付金を意識することで就労を継続しやすくなったか

n=599

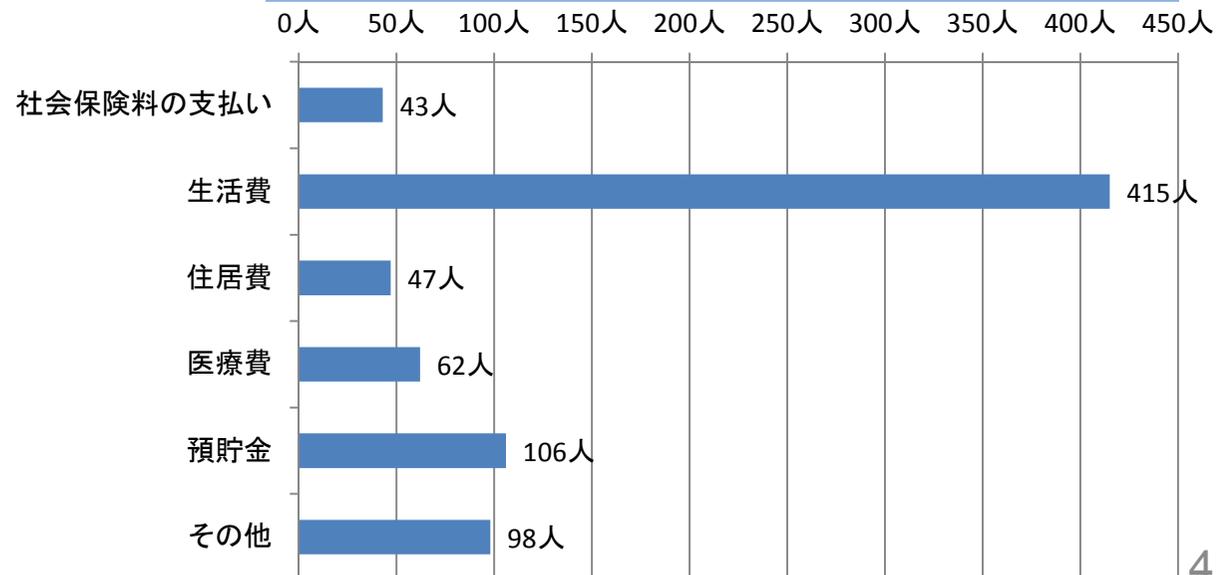


今回給付された就労自立給付金の額

n=585



今回給付された就労自立給付金の使途(複数回答)



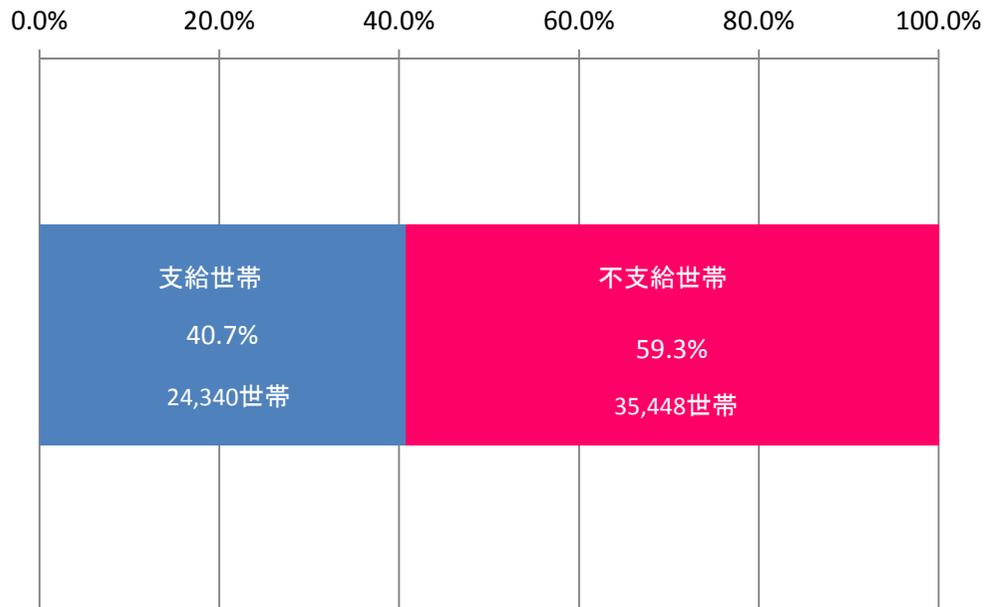
自治体に対する調査結果①

○調査対象世帯のうち、実際に支給された世帯は40%程度

○支給しなかった理由として、仮想積立期間がなかった世帯(53.5%)及び勤労控除等により仮想積立金がなかった世帯(3.8%)で57.3%を占める。また、本人から申請がなかった世帯も30%ある。

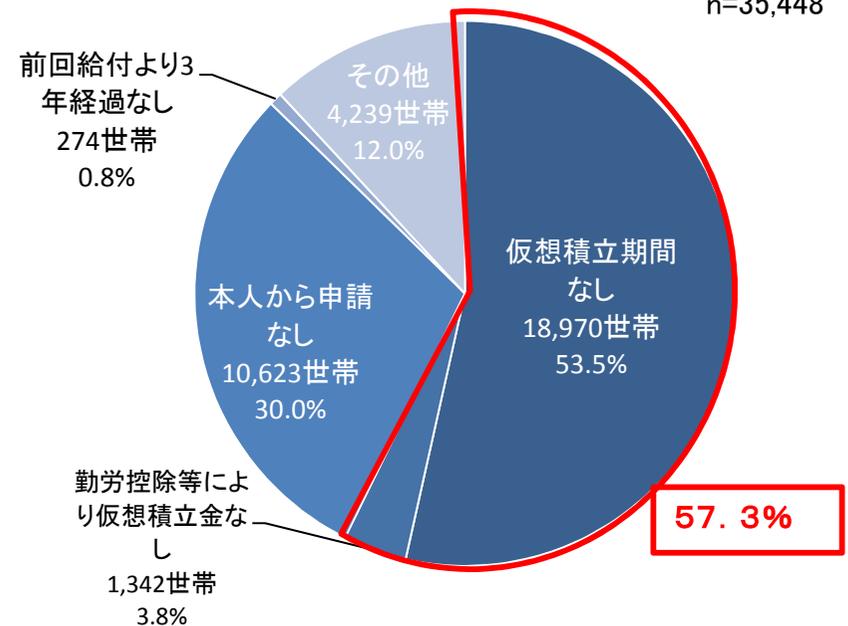
調査対象世帯に対する支給状況

n=59,788



支給しなかった理由

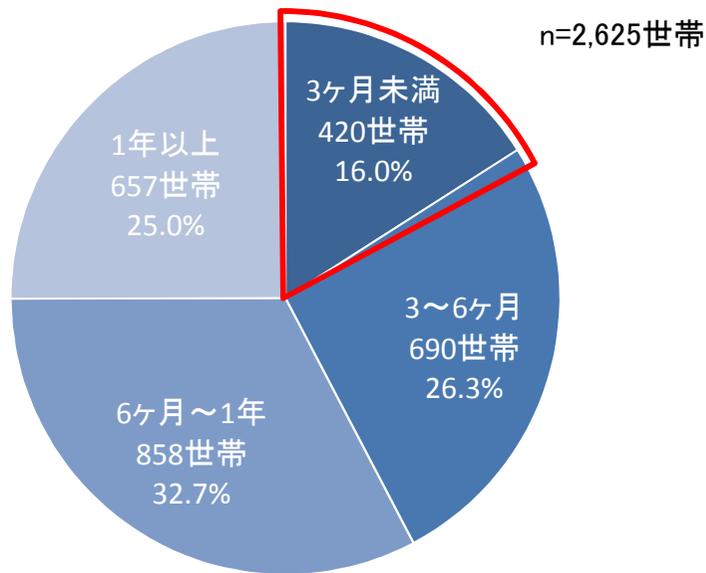
n=35,448



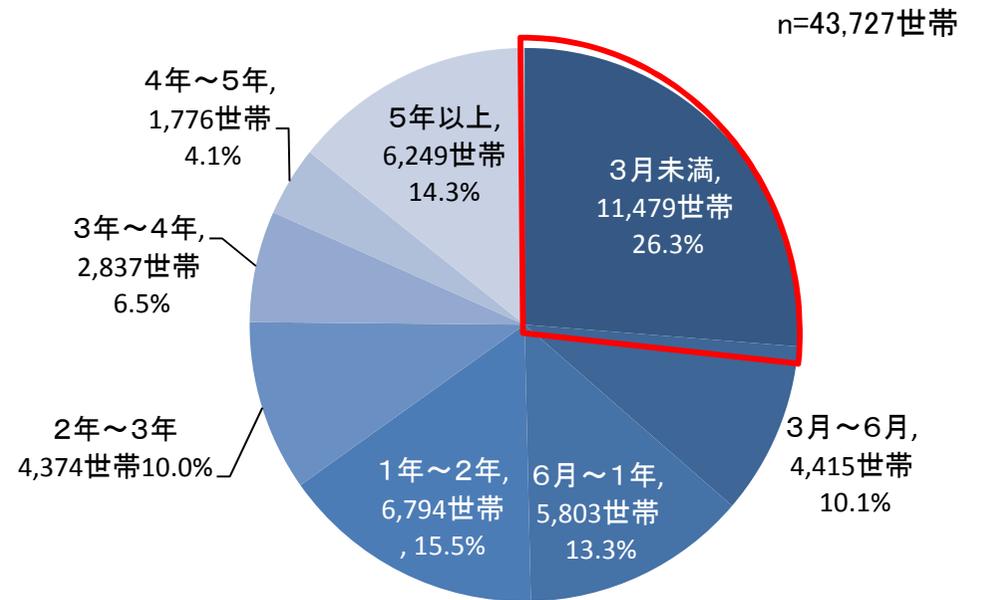
自治体に対する調査結果②

○就労自立給付金を受給した世帯が再度保護に至った場合における再保護までの期間について、被保護者全体における再開期間と比較してみると、3ヶ月未満の割合は就労自立給付金受給世帯が16.0%に対し、被保護者全体では26.3%となっている。

就労自立給付金を受給した世帯が再度保護に至った場合における再保護までの期間



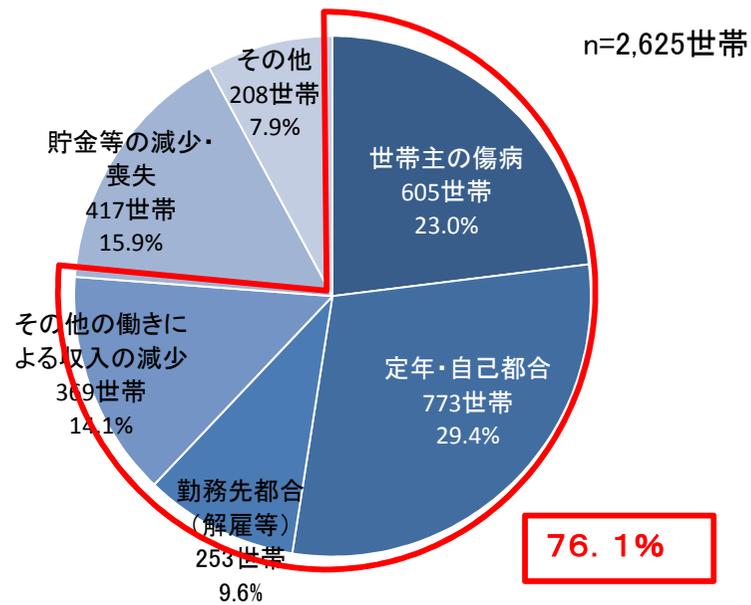
保護歴のある保護開始世帯における、前回廃止時からの期間
(平成27年度被保護者調査)



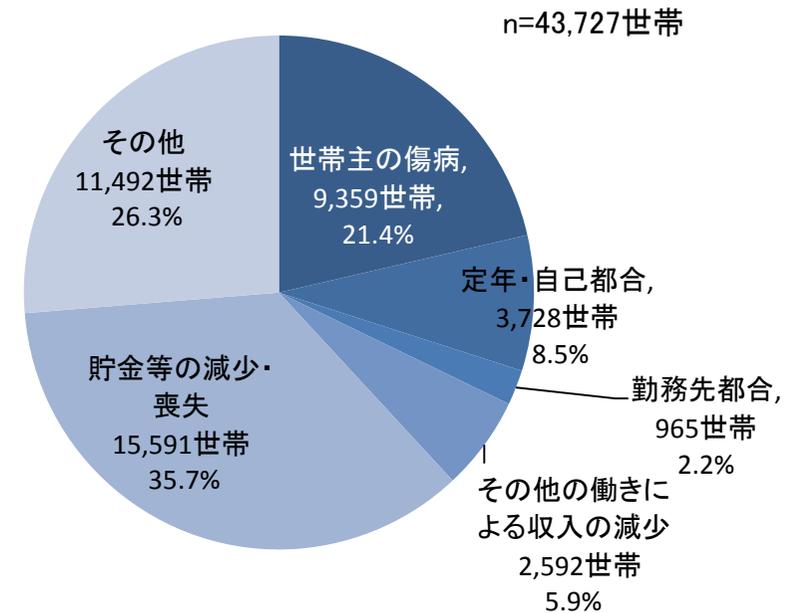
自治体に対する調査結果③

- 再度保護に至った理由として、世帯主が働けなくなったことや収入が減少したことによるものが76.1%を占める。
- これは、就労自立給付金を受給できる世帯は、基本的に就労可能な者がいる世帯であり、その者の離職等が再度保護に直接つながりやすいと考えられる。

就労自立給付金支給世帯が再度保護に至った理由

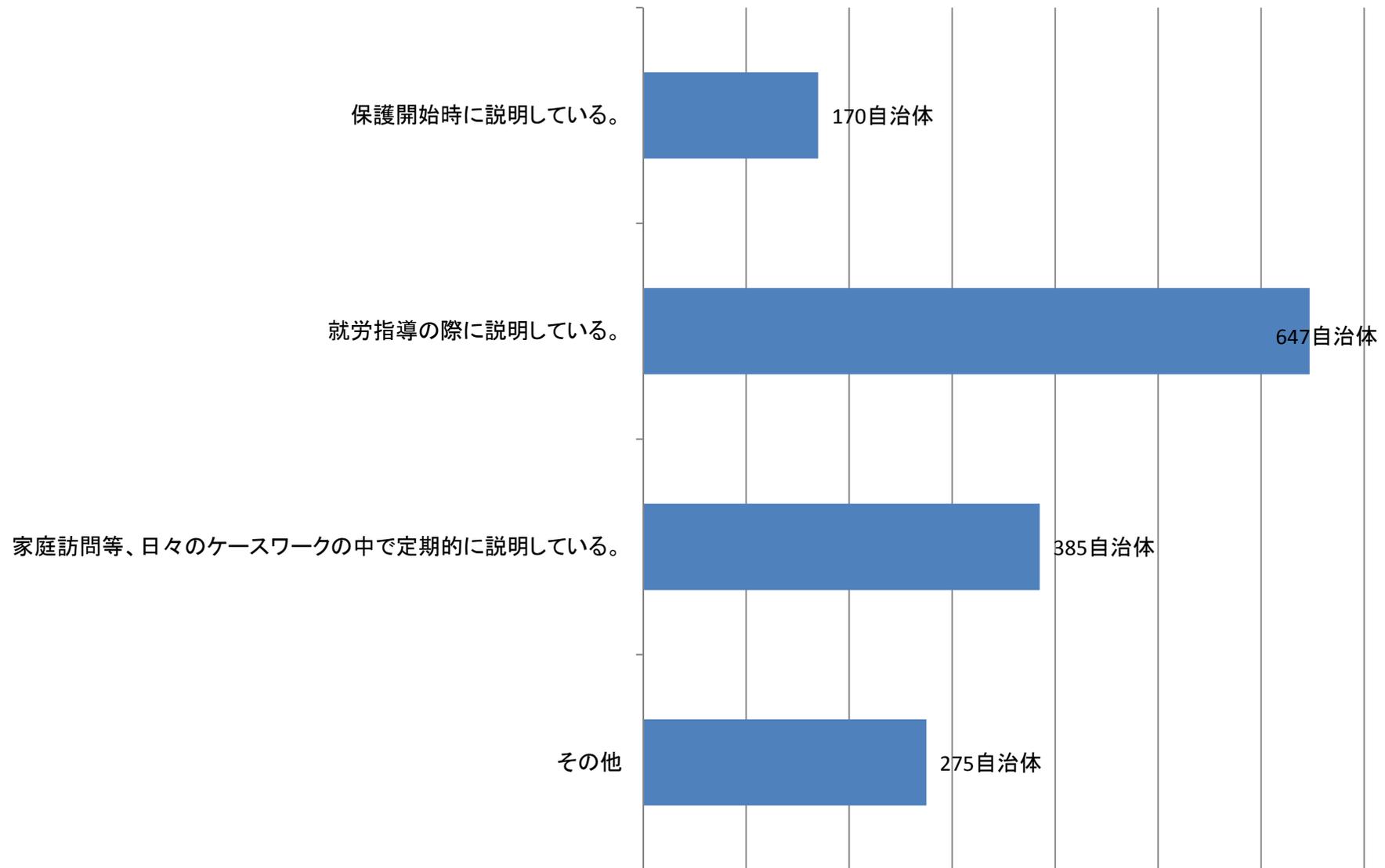


生活保護歴のある世帯が、再度保護に至った理由
(平成27年度被保護者調査)



自治体に対する調査結果④

被保護者に対して就労自立給付金に関する情報をどのように伝えているか(複数回答)



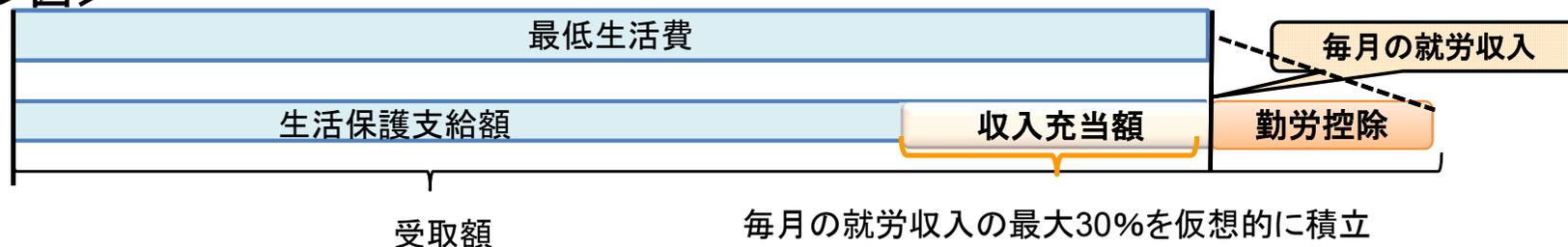
就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1号）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給する。

制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認められたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：算定対象期間(※1)における各月の就労収入額(※2)に対し、その各月に応じた算定率(※3)を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間
 - ※1 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※2 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※3 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1~3月目までは30%、4~6月目までは27%、7~9月目までは18%、10月目以降は12%

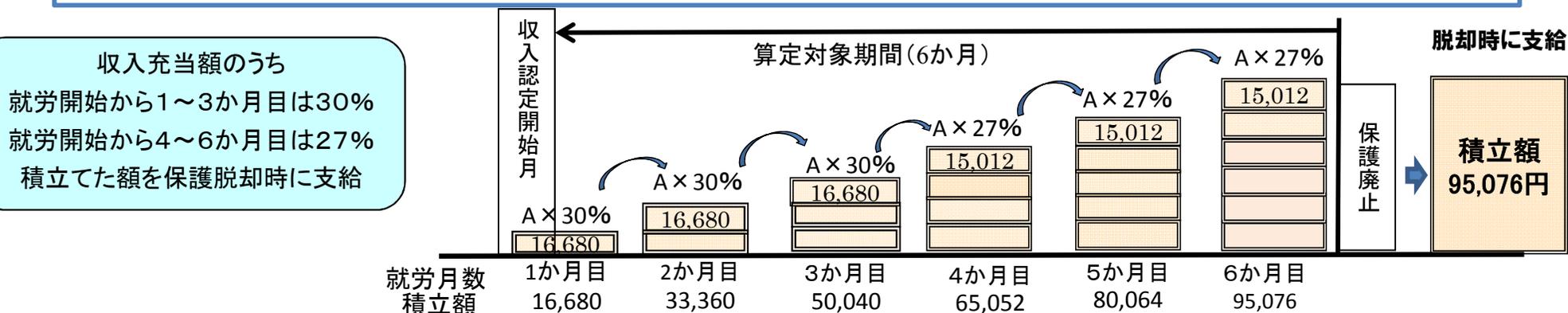
<イメージ図>



就労自立給付金の算定事例

事例1 保護の廃止に至った就労の収入認定開始月から、6ヶ月後保護を脱却した場合

- ・単身世帯
- ・保護脱却前の勤労収入の額は、6ヶ月間毎月76,800円の一定額
- ・勤労収入76,800円－基礎控除21,200円＝収入充当額55,600円(A)



事例2 保護の廃止に至った就労の収入認定開始月から、9ヶ月後保護を脱却した場合

- ・単身世帯
- ・保護脱却前の勤労収入の額は、6ヶ月間毎月76,800円の一定額
- ・勤労収入76,800円－基礎控除21,200円＝収入充当額55,600円(A)

